

54—00 P

訂正審判

1. 制度の趣旨

訂正審判は、主として特許について一部に瑕疵がある場合に無効審判が請求されることを予防するため、また、特許発明の不明瞭な部分を明瞭化して係争を事前に防ぐため、特許権者が自発的に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正する権利を保証するものである（特 § 126）。

訂正審判は、無効審判事件・特許異議申立事件・判定請求事件あるいは侵害事件などに関連し、審決・決定・判決の結論に影響することもあるので、できるだけ早期に審理することが望ましい。訂正審判の請求後に無効審判が請求されたとき又は特許異議申立てがされたときには、無効審判又は特許異議申立ての審理の中で訂正請求が行われることがあるので、それらとの関係に注意して審理する（→51—22、67—10）。

2. 法改正の経緯

(1) 平成 23 年法律第 63 号による法改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）

「一群の請求項」の概念の導入や、特許無効審判の審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止等を規定する改正が行われた。この改正法は、平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された訂正審判について適用する（平 23 附 § 2⑱）。

(2) 平成 26 年法律第 36 号による法改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）

特許異議の申立てが導入されたことに伴い、特許異議の申立てが特許庁に係属してから決定が確定するまでは訂正審判を請求できないこと等を規定する改正が行われた。経過措置は設けられていない。

(改訂 R1.6)